

## Ⅱ 適用額明細書の記載(入力)要領等

### 1 書面で提出する場合の記載要領

「適用額明細書」には、以下のとおり別表一又は別表一の三の記載内容のうち、青の網掛け部分を「適用額明細書」に転記してください。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る記載要領については、P16以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

<記載例>

別表一次葉……中小企業者等の法人税率の特例

別表十六(七)…中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例  
の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

#### 【別表一の記載内容】

OCR入力用 : この用紙はとしこまなくてください。 : この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。		法 律 第 1 1 2 条 第 1 項 第 1 号		F B 0 6 1 2	
令和 5 年 2 月 28 日 ① 麹町 税務署長殿		3500		青色申告 一連番号	
② 東京都千代田区霞が関 3-1-1		通算金額 整理番号 清算額法人 整理番号		整理 ⑨ 0 0 4 5 6 7 8 9	
③ カシワバ イサ コバ イサカ 電話 03 3581 - 4161		法人区分 事業種 ⑦ 医薬品卸売業		事業年度 (年)	
法人名 株式会社 国税商事		⑧ 100,000,000		売上金額	
④ 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		⑧ 100,000,000		申告年月日	
代表者 国税 太郎		同非区分 山前租地及び 旧法人名等		1件目 租税 申告 租税 申告 租税 申告	
代表者住所 東京都中央区築地 5-3-1		添付書類		法人税	
令和 0 4 年 0 1 月 0 1 日		事業年度分の法人税 確定 申告書		適用額明細書 提出の有無	
令和 0 4 年 1 2 月 3 1 日		課税事業年度分の地方法人税 確定 申告書		租税 申告書の 提出の有無	
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)		⑥ 5 0 0 0 0 0 0 0 0		租税 申告書の 提出の有無	
法人税額 (別表四「52」の②)		1 0 9 4 4 0 0 0		租税 申告書の 提出の有無	

別表一 各事業年度の所得に係る申告書(内国法人の分)

適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」を○で囲んでください。

#### 【別表一次葉の記載内容】

		事業 年度等	04・01・01 04・12・31	法人名	株式会社 国税商事	別表 一次葉 令四・四・一
法 人 税 額 の 計 算						
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ⑫ [(1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額又は(別表一次葉「5」)]	49	⑫	8,000,000	(49)の15%又は19%相当額	52	1,200,000
(1)のうち特別税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{12}{12}$	50		000	(50)の22%相当額	53	
その他の所得金額 (1)-(49)-(50)						

<記載の手引の掲載内容(概略)> ⑩

「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の3の2第1項の表の第1号」

「区分番号」欄: 「00380」 ⑪

「適用額」欄: 「49」欄の金額

【別表十六(七)の記載内容】

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書				事業年度	04 * 01 * 01 04 * 12 * 31	法人名	株式会社 国税商事
資 産 区	種	類	1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品	
	種	造	2	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	
	種	目	3	電子計算機	複写機	その他の事務機器	
<p>＜記載の手引の掲載内容(概略)＞ ⑬</p> <p>「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」</p> <p>「区分番号」欄：「00277」 ⑭</p> <p>「適用額」欄：「8」欄の金額 → ⑮ 730,000 円</p>							

別表十六(七) 令四・四・一以後

【適用額明細書への転記後のイメージ】

様式第一 F B 4 0 1 1

令和 5 年 2 月 28 日 平成 0 4 年 0 1 月 0 1 日 事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分) 平成 0 4 年 1 2 月 3 1 日

① 麹町 税務署長宛

納税地 ② 東京都千代田区霞が関3-1-1 整理番号 ⑨ 00456789  
電話(03) 3581-4161

(フリガナ) 加ノシカ`イヤ コケ`シヨウ`ン 提出枚数 01 枚 うち 01 枚目

法人名 ③ 株式会社 国税商事 事業種目 ⑦ 医薬品卸売業 業種番号 35

法人番号 ④ 9999999999999999 提出年月日 令和 年 月 日

期末現在の  
資本金の額又は  
出資金の額 ⑧ 100000000 千円

所得金額又は  
欠損金額 ⑥ 500000000 千円

※税務署処理欄

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑩ 42 条の3の2第 1 項第 1 号	⑪ 00380	⑫ 8000000
⑬ 67 条の5第 1 項第 号	⑭ 00277	⑮ 7300000

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみをOCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折った場合、この用紙はとじこまないでください)

(参考) 区分番号「00659」のように「租税特別措置法の条項」欄に「旧令和2年改正前措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に「旧令和2年改正前措置法」等を記載してください。

＜記載例＞

租税特別措置法の条項	
旧令和2年改正前措置法	
第 42 条 の12の5第 1 項 第	号

## ○ 「適用額明細書」の記載及び提出に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。
- (2) 「提出枚数」欄には、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを記載してください。
- (3) 「整理番号」欄は、別表一又は別表一の三の「整理番号」欄に印字された番号を記載してください。  
(参考) 別表等の送付を希望しない法人で「整理番号」が不明な場合には、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」(前年にe-Taxをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されます(P12の「(参考1) 『申告のお知らせイメージ』」参照。))をご参照ください。

「申告のお知らせ」イメージ

The image shows a sample of a tax notice form. At the top right, it says "[所管] 6 [業種目]3500 [概況書]00 [要否]". Below that, a note says "※ 確定申告書の提出の際には、このお知らせも併せて提出してください。". On the right side, it says "別表一 青色申告用". In the center, there is a field for "整理番号" (整理番号) with the value "00456789" highlighted in a blue box and an arrow pointing to it. To the left of this field, it says "100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 株式会社 国税商事 代表取締役 国税 太郎 殿". Below the highlighted field, there is a note: "上記の番号は、貴法人の整理番号です。税務署ではこの番号によって書類の整理を行っています。". At the bottom, it says "<< 申告のお知らせ >>" and "麹町 税務署長". At the very bottom, it says "令和 04年 1月 1日 事業年度分及び課税事業年度分の確定申告について。" and "令和 04年 12月 31日".

- (4) 「業種番号」欄は、P13の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。  
(参考) P13の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一又は別表一の三の「業種目」欄に記載された数字の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
- (5) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
  - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。  
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
  - ② 「所得金額又は欠損金額」欄に記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。  
(注) 外国法人にあっては、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、別表一の三の「1」欄及び「13」欄の合計額を記載してください。
  - ③ 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後に開始する事業年度について記載する必要があります。
- (6) 記載を終えた「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んで提出してください。
- (7) OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。
- (8) 法人税関係特別措置の適用を受けない場合には、適用額明細書の提出は不要です。